

「一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款及び一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款」の一部改正について」に関する意見募集結果について

国土交通省では、令和6年6月12日から令和6年7月12日まで、「一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款及び一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款」の一部改正についてパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、本件に関して、1件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方について、別紙のとおり公表します。皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ 内容を適宜要約してとりまとめさせていただいております。

※ 今回の改正と直接的に関係がなかったご意見については、一部掲載されていないものもございます。これらのご意見につきましても内容を確認させていただき、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。

【本件に関する問い合わせ】
国土交通省物流・自動車局旅客課
電話：03-5253-8111（内線 41252）

ご意見の概要及び考え方

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	高齢者等の中には、インターネット環境がない者もいると思慮するため、すべての者に対して、デジタル手法により周知するのは難しいと考える。	旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正により、一部の事業者を除き、運賃料金等の公示方法については、書面による掲示及びウェブサイト等への掲載が義務付けられておりますので、インターネット環境がない方については、書面による掲示で当該内容をご確認いただければと存じます。